

委員会県外視察の記録

委員会名：SNS適正利用対策特別委員会

視察の 目 的	SNS適正利用対策特別委員会付託事項調査		
期 間	令和7年9月10日（水）～12日（金）		
委員参加者	委員長 佐地 茂人 副委員長 杉本 好重 委員 伊丹 雅治 委員 落合 愼悟 委員 伊藤 和子 委員 盛月 寿美 副委員長 大石 健司 委員 加藤 祐喜 委員 飯田 末夫 委員 田口 章		
視 察 の 概 要	詳細は、別添「視察の概要」のとおり。 【視 察 先】 1 大阪府庁（大阪府大阪市） 2 京都府警察（京都府京都市） 3 公益財団法人世界人権問題研究センター （京都府京都市） 4 兵庫県立大学（兵庫県姫路市）		

視 察 の 概 要

●大阪府庁（大阪府大阪市） 15:00 ～ 17:00

1 概要

令和6年5月に改正、本年4月に施行された情報流通プラットフォーム対処法（旧プロバイダ責任制限法）による大規模プラットフォーム事業者への削除対応の迅速化と運用状況の透明化に係る措置の義務づけや、令和4年の侮辱罪の法定刑引き上げなど、インターネット上の人権侵害に関する国の法整備等の状況に続き、インターネット上の誹謗中傷や差別、人権侵害を防止して、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることを目指して令和4年4月に議員提案で成立、施行された「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」について説明があった。大阪府ではこの条例に基づき、被害者・加害者双方に対応する相談窓口（ネットハーモニー）の設置、リテラシー向上のための啓発活動や、不当な差別的言動の削除要請、削除要請を行っても応じない場合に発信者への説示・助言等を行っている。

2 主な質疑

Q：「ネットハーモニー」（相談窓口）が非常に有効と思うが、相談件数の実績は。

A：令和5年から開始し、令和6年度で393件である。誹謗中傷の相談が一番多いが、それ以外の相談も多く、いろいろなところに相談したけれど親身になって聞いてくれない、どこも聞いてくれない、と最後の駆け込み寺のように頼ってくる方もおり、当初想定した役割が果たせていると思う。

Q：「ネットハーモニー」の相談窓口の体制は。

A：開設時間中、常時4名おり、運営や総括的な立場を取るスーパーバイザーが1名と、ネットに関するリテラシーの専門性と人権に関する専門性を兼ね備えている相談員が3名いる。

Q：条例を運用する上で最も難しいことは。

A：削除要請等にあたり、何をもって「不当な差別的言動があることが明らか」と判断するかが難しい。個々のケースで、差別の意図があるかどうかを判断するのが難しいところ。

Q：府警のサイバー対策部門などがあると思うが、これは明らかに犯罪ということになれば警察に通報するのか。警察との連携や横の繋がりはどうか。

A：市町村が相談窓口が情報を受け取った際、明らかに違法情報の場合には、警察もしくは弁護士に相談するよう伝えている。違法情報でないものについては基本的には府庁担当部署で受けて、削除要請対象となるか否かを判断している。



9月11日(木)

●京都府警察 (京都府京都市) 9:30 ~ 11:30

1 概 要

京都府警察ではサイバー犯罪がまだ「ハイテク犯罪」と呼ばれていた平成10年代から、国に先駆けてサイバー犯罪対策の部署を立ち上げており、令和5年に生活安全部内にサイバーセンターを設置、それを発展的に解消する形で令和6年にサイバー対策本部が発足した。昨今、様々なSNSが犯罪に悪用されていることを受け、SNSを対象としたサイバーパトロールを行い、サイバー犯罪の捜査・摘発を行っている。また、犯罪の手口を解明し、それを広く周知することも重要と考え、サイバー空間の情勢やサイバー部門各課の取組についての資料を作成し、広報・啓発を図っている。そのほか、サイバー対策本部では、生活安全部や刑事部等、他部門のサイバー犯罪にかかる捜査を支援する体制を構築している。

サイバー犯罪等に関する相談は令和6年中で7千件近く受理しており、今年も上半期で3,500件近くの相談を受理している。詐欺・悪質商法等に関する相談が最も多いが、ほかにもセクストーション(性的な脅迫)、フィッシングメールに関する相談等がある。

2 主な質疑

Q: ネットリテラシー向上啓発としてどのようなことを行っているのか。

A: HPやSNSで最新事例や注意喚起を発信するほか、企業・団体とコラボして大きなイベントを開催することもある。また、学校や児童館等から講演依頼があると、京都府警察のサイバー防犯ボランティア「ネット安心アドバイザー」がタブレット等でトラブルの疑似体験ができるコンテンツを用い、トラブル事例の広報・啓発を様々な世代に対して行っている。

Q: Instagramでなりすましの被害が多くなっている。こうした状況に、対策などがあるか。

A: Instagramにかかわらず、偽アカウントをフォローした人が、詐欺の被害に遭う場合がある。各種SNSでのなりすまし、偽アカウント、偽広告について警察に相談が寄せられているが、これをすれば二度と起こらないという効果的な対策はなかなか取れない。なりすまされている本人が、偽アカウントが出ているから気をつけて、とSNS上で警告したり、偽アカウントをフォローしている知り合いに電話してフォローを外すように声をかけたりするなど個人的な対処が必要である。警察からはなりすましアカウントがあることやパスワードの管理について広報・啓発の中で伝えているが、まだまだ被害は出ている。

Q: サイバーの分野では、スペシャリストが民間企業にいたると思うが、民間企業との連携は。

A: 民間企業から情報セキュリティに関する高度な資格を持つ人材を府警の職員として1年間受け入れたこともあり、逆に府警からも民間企業へ研修派遣を行うなど、日頃から官民連携に取り組んでいる。



9月11日(木)

●公益財団法人 世界人権問題研究センター（京都府京都市） 13:30 ～ 15:00

1 概要

世界人権問題研究センター嘱託研究員の慶應義塾大学 水谷瑛嗣郎准教授より説明を受けた。

ソーシャルメディアは、これまでのマスメディアを中心としたメディアとは違う可能性や影響力がある一方、偽誤情報、プラットフォーム事業者によるコンテンツ管理や削除の問題等、様々なリスクや課題があり、プラットフォーム事業者を法律その他のルールによりきちんと透明化し、管理すること（ガバナンス）が非常に重要になる。メディア研究の領域では、欧米で起きた問題が数年遅れて日本でも発生すると言われており、近年、日本でもソーシャルメディアが良い意味でも悪い意味でも選挙に影響を与えるようになってきた。プラットフォーム事業者のガバナンスを強化するため、本年4月に施行となった情報流通プラットフォーム対処法（情プラ法）は、プラットフォーム事業者に対して権利侵害情報への対応を迅速化し、送信防止措置を透明化する義務を課している。しかし、迅速な削除とエラー（誤った削除）とはトレードオフの関係があり、表現の自由にとっても問題がある。ソーシャルメディア上で強大な力を持つプラットフォーム事業者には一自治体が対峙することは難しく、自治体間の連携が重要となってくる。また、自治体によるモニタリングや削除要請の法的性質（行政指導なのか、単に事業者への情報提供なのか）も今後の課題である。

2 主な質疑

Q：SNSでは真面目な内容はあまり広がらず、人を傷つけたりという悪いことの方が広がっていく。どうして悪いことの方が広がってしまうのか。

A：原因の一つにアテンションエコノミーがある。感情を逆なでするような投稿はやはりアテンション（注目）をひきやすく、特に怒りや悲しみにつながる偽誤情報や誹謗中傷などはアテンションを稼ぎやすい。アテンションを引くことに価値を持って、経済支援になっているところに対応しないと、根本解決にはならない。

Q：誹謗中傷や悪影響を防ぎながら表現の自由も尊重するバランスはどうしたらよいか。

A：特定の個人が大量に誹謗中傷を送りつけたり、ソーシャルメディアのダイレクトメッセージ機能で大量に誹謗中傷を送るのは表現の自由ではないと考えており、表現のやり方に着目したもう少し厳格な規制があってもいいと思う。

Q：条例で罰則規定をつけるわけにはいかないのか。

A：罰則規定をつけると、削除要請ではなく削除義務になるので、憲法違反になるかどうかは極めて非常に微妙なところになるだろう。表現の自由の観点で一番まずいのは、削除義務などの仕組みが乱用されること。どういう削除要請をしたか事後検証可能にしておけば憲法違反にならない余地もあるだろう。



●兵庫県立大学（兵庫県姫路市） 9:00 ～ 11:00

1 概 要

- ・子供の置かれている現状や子供とネットの問題等について、兵庫県立大学 竹内和雄教授に説明を受けた。現代社会において、子どものネット利用はもはや常識となり、2歳児の半数以上がネットに触れている現状がある。1990年代以降、共働き世帯が増加し、親が子どもの相手をする時間が減っている一方で、スマホがその代わりを果たしている面もあり「スマホありきの子育て」と言わざるを得ない。文部科学省の調査では、小学生の暴力行為が増加しており、その原因の一つにオンラインゲームでのトラブルが挙げられる。また、ネットでの誹謗中傷が小学生の間でも増え、スマホの所持率の低年齢化もあり、ネットトラブルの啓発は小学校から始める必要がある。

子供のネット依存は結局、子育ての問題であり、条例やルールが必要である。ネットの問題は結局、心の問題であり、ネットに逃げるから心がしんどくなるわけではなくて、心がしんどい子の逃げ込む先にネットがある。だから大人は、子供たちにとって楽しい家庭、楽しい学校、楽しい地域を作る必要がある。

- ・竹内教授が代表を務める一般財団法人ソーシャルメディア研究会では、所属する学生が子供と近い立場から、ネットリテラシー啓発活動を行っている。大学生が学校に講師として訪問し、オリジナル教材を使用してネットトラブル事例等の授業を行う出前講座は、年間300回の活動実績がある。また、小・中・高校生が集まってグループワークを行い、同世代のネット利用について話し合うサミット、ネット依存傾向のある子供たちを対象に、ネットから離れた環境で一緒に過ごすオフラインキャンプなどの活動を行っている。

2 質 疑

Q：子供たちを守るために、親はネットのことを子供たちにどう教えたら良いか。

A：まずは子供の状況を知ることである。ネット依存になる子供の半分は自分の心の問題だが、残り半分は親の養育態度の問題で、親が向き合ってくれない子が、人を探しにネットに行ってしまう。ネットに行けば誰かいるから、寂しさを解消することをネットに求める。

Q：学校でのルールメイキングが必要になってくるのではないかな。

A：一番良いタイミングは入学式の時、一緒に考える時間を取る。親子が話し合いをして作ったルールは、子供が納得しているから破らない。納得感が大事であり、学校のルールも先生が勝手に作ってはだめで、学校の中で生徒と一緒に考えなければならない。

